

災害時における電動車両等の
支援に関する協定

令和5年2月6日

青 梅 市

東日本三菱自動車販売株式会社

三菱自動車工業株式会社

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

青梅市（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）および三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電動車両等の支援に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、青梅市内に災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条の規定による特定非常災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における電動車両等の甲への貸与にかかる甲、乙および丙の連携について必要な事項を定め、もって円滑な災害応急対策を実施することを目的とする。

2 前項に掲げるもののほか、甲、乙および丙は、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に周知するとともに、その理解の醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（前条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を受ける必要があるときは、丙に対し電話等により貸与の要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請にかかる対応の可否について甲に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた甲は、貸与要請書（様式第1号）により、電動車両等の貸与について乙に要請するものとする。

3 乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の業務に支障をきたさない範囲において、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、乙が保有する電動車両等が不足し、甲に貸与することが困難なときは、貸与可能な電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙または丙は、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙または丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、甲に対し速やかに口頭または電話等により引渡しが完了した旨を連絡した上、貸与報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙および丙が協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期および返却場所については、甲および乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等にかかる費用（電気代、燃料代、その他消耗品等にかかる費用をいう。）については、甲がその実費を負担するものとする。

（賠償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的もしくは人的損害または電動車両等に生じた損害については、甲がその賠償責任を負うものとする。ただし、帰責事由が明らかでない場合は、甲、乙および丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 甲が賠償すべき損害について、自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険）

第9条 乙または丙は、電動車両等の貸与に当たり乙または丙の負担により自賠償保険および任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙または丙へその旨を連絡し、乙または丙の加入している保険の適用を受けられるように努めるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に当たり、保険会社の免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則として当該事故にかかる帰責事由の存する甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲、乙および丙は、この協定にもとづく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、青梅市内で使用する。

(3) 故障その他の原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙または丙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却のときまで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所および使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙および丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式第3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙および丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙および丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙および丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙または丙に連絡し、甲、乙および丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙および丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、その理解の促進に努めるものとする。

2 乙および丙は、この協定にもとづく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙または丙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力によ

る命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回路の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰することのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙および丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙または丙のいずれからも書面による別段の意思表示がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙および丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年2月6日

甲 青梅市
代表者 青梅市長 浜 中 啓 一

乙 東京都目黒区鷹番一丁目4番7号
東日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長 長田 昭夫

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
代表執行役 加藤 隆雄